

## 学校における芸術教育の充実に向けて ～文化庁への移管～

- 文化庁では、文化に関する施策の総合的な推進を図るため、**2018年10月、文化庁に新たに学校芸術教育室を設置**し、これまで文部科学省本省が所管していた「**学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務**」を文化庁に移管。従前より取り組んできた文化振興施策に加えて、**学校教育における全ての子供たちへの芸術に関する教育の充実を図る。**
- また、「博物館による社会教育の振興に関する事務」も文部科学省本省から文化庁に移管。従前より所管していた美術館及び歴史博物館に加えて、水族館、動物園、科学博物館等全ての種類の博物館を文化庁が一括して所管することにより、博物館の更なる振興と行政の効率化を図る。
- 文化庁の一部は遅くとも2021年度中に京都に移転するが、**学校芸術教育室は引き続き東京において事務を行う。**

### 文化庁の組織図

#### 2018年9月まで

##### 長官官房

- 政策課
- 著作権課
- 国際課

##### 文化部

- 芸術文化課
- 国語課
- 宗務課

##### 文化財部

- 伝統文化課
- 美術学芸課
- 記念物課
- 参事官（建造物担当）

地域文化創生本部（2017年4月より京都に設置）

- ・ 所掌事務の追加
  - ① 文化に関する基本的な施策の企画・立案・推進に関すること
  - ② 文化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること
- ・ 文部科学省本省からの業務移管
  - ① **学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務**
  - ② 博物館による社会教育の振興に関する事務
- ・ 部制廃止による機動的対応
- ・ 分野別タテ割りから機能重視へ

#### 2018年10月から

##### ■ 企画調整課

##### ■ 文化経済・国際課

##### ■ 国語課

##### ■ 著作権課

##### ■ 参事官（芸術文化担当） ・ **学校芸術教育室の新設**

##### ■ 政策課

##### ■ 文化資源活用課

##### ■ 文化財第一課

##### ■ 文化財第二課

##### ■ 宗務課

遅くとも2021年度中に京都に移転

■ 参事官（文化創造担当）（2018年10月より京都に移転）  
地域文化創生本部

# これからの社会を生きる全ての子供たちに求められる資質・能力の育成における芸術教育の意義

## 人格の完成を目指す豊かな感性や創造性の涵養と Society5.0時代に向けた社会の創造

### これからの社会に必要な資質・能力の育成

- ・「豊かな感性や想像力等を育むことは、あらゆる創造の源泉となるものであり、芸術系教科等における学習……を充実させていくこと」  
(H28年12月28日中教審答申)
- ・「次代を切り拓く子供たちには、……教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、……対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力などが必要」(H31年4月17日中教審諮問)
- ・「教育におけるSTEAMやデザイン思考の必要性」、「実体験を通じて醸成される豊かな感性や、多くのアイデアを生み出す思考の流暢性、感性や知性に基づく独創性と対話を通じて更に世界を広げる創造力、苦心してモノを作る上げる力……が重要」(H30年6月5日 Society5.0に向けた人材育成)
- ・「特定分野に特異な才能を持つ者や障害のある者を含む特別な配慮を要する……児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方」  
(H31年4月17日中教審諮問)

### 心豊かな社会を形成する我が国の文化芸術活動の一層の充実

- ・文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互理解、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するもの、また、世界の平和に寄与するなどの本質的及び社会的・経済的価値を有している。(H30年6月5日 Society5.0に向けた人材育成)
- ・「本物の芸術に触れる鑑賞の活動を充実させる観点からは、博物館や美術館、劇場等との連携を積極的に図っていくことも重要」  
(H28年12月28日中教審答申)

## 全ての子供たちに必要な資質・能力の育成を目指す芸術系教科等の新しい学習指導要領

### ・芸術系教科等を学ぶ意味の明確化

表現及び鑑賞の活動を通して、育成すべき資質・能力と学習内容との関係を明確にするとともに、芸術系教科等の見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の芸術や芸術文化等と豊かに関わる資質・能力の育成を目指すことを一層重視。

### ・芸術系教科等の目標に育成を目指す資質・能力を明示<sup>※</sup>

生活や 社会の 中の	}	形や色などと豊かに関わる資質・能力の育成(小・図画工作)
		音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力の育成(中・音楽)
		多様な美術や美術文化と深く関わる資質・能力の育成(高・芸術・美術)
		多様な文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力の育成(高・芸術・書道)

<sup>※</sup>小・音楽、中・美術、高・芸術・音楽、工芸においても同様に、教科、科目の目標の柱書に明示

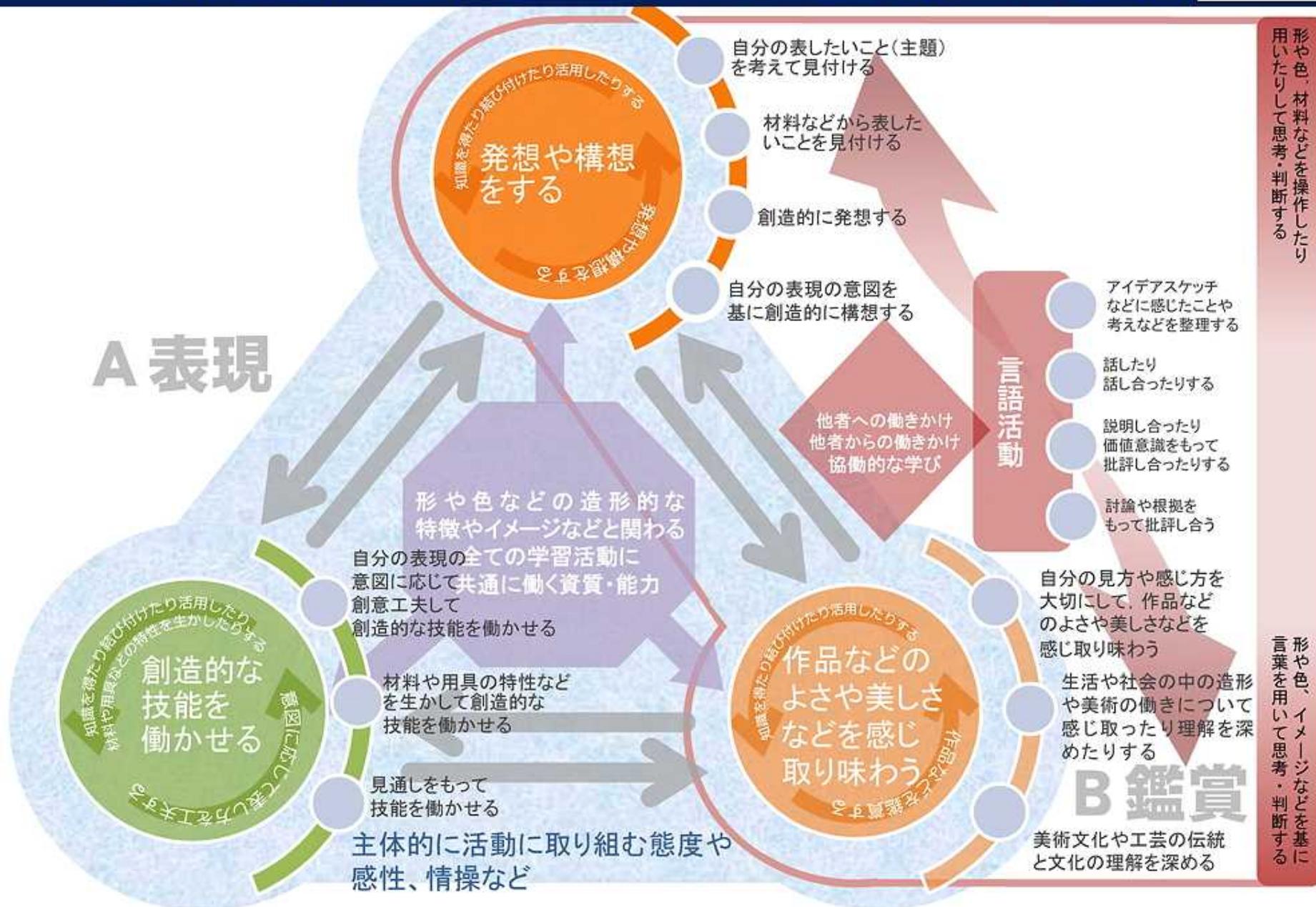
### ・豊かな感性や創造性を育み、実社会での課題解決につながる資質・能力の育成

児童生徒一人一人の表現及び鑑賞の学習活動のプロセスを一層重視し、芸術系教科等の見方・考え方を働かせ、三つの柱(「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」)で整理された資質・能力の育成とともに、豊かな感性や、新しい意味や価値をつくりだす創造性を育む学びを展開する。

育成すべき資質・能力を三つの柱で示すとともに、表現及び鑑賞に共通に働く資質・能力である[共通事項]を位置付け、芸術教育の本質に向かうための、芸術系教科等の特質に応じた物事の見方や考え方を働かせ、それぞれの資質・能力が総合的に働くよう目標や内容を整理

## 学校における芸術に関する事務を文化庁に移管することにより、学校教育における全ての子供たちの芸術に関する教育及び文化芸術の振興を目指す (平成30年6月15日 文部科学省設置法の一部を改正する法律の公布について(通知))

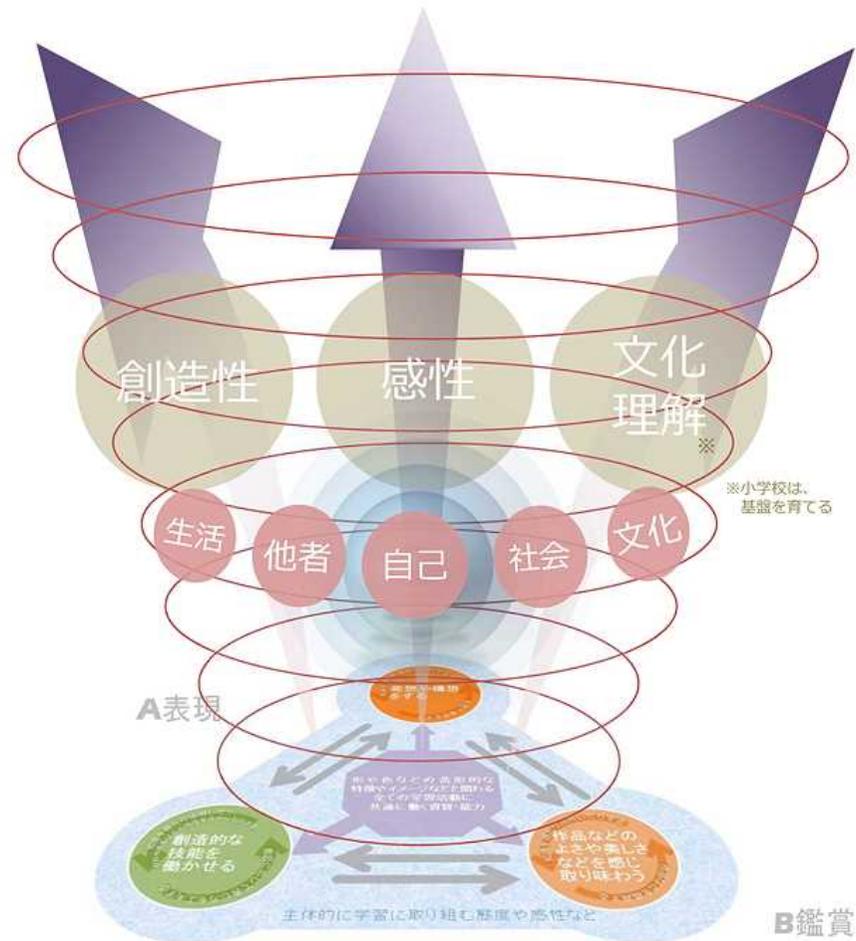
- ・芸術に関する教育の文化庁移管により、新学習指導要領の趣旨やねらいの実現に向けた学校における芸術教育や文化芸術活動の一層の充実を図る。
- ・芸術教育における芸術担当教員等研修事業(教師の専門性の向上) ・美術館、博物館等、社会教育施設との連携 ・芸術文化等の活動充実のための環境整備等



図画工作科、美術科、芸術科（美術、工芸）における  
学習過程のイメージ（その2）

形や色、イメージなどの視点を持ち、  
生活や社会と豊かに関わる資質・能力の育成

## 豊かな情操



# 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の 学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（抜粋）

## 第1部 学習指導要領等改訂の基本的な方向性

### 第5章 何ができるようになるか ―育成を目指す資質・能力―

#### 5. 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

- また、我が国が、科学技術・学術研究の先進国として、将来にわたり存在感を発揮するとともに成果を広く共有していくためには、子供たちが、卓越した研究や技術革新、技術経営などの新たな価値の創造を担うキャリアに関心を持つことができるよう、理数科目等に関する学習への関心を高め、裾野を広げていくことも重要である。加えて、豊かな感性や想像力等を育むことは、あらゆる創造の源泉となるものであり、芸術系教科等における学習や、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等を充実させていくことも求められる。

### 第7章 どのように学ぶか―各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実―

#### 3. 発達の段階や子供の学習課題等に応じた学びの充実

- 「主体的・対話的な学び」の充実に向けては、読書活動のみならず、子供たちが学びを深めるために必要な資料（統計資料や新聞、画像や動画等も含む）の選択や情報の収集、教員の授業づくりや教材準備等を支える学校図書館の役割に期待が高まっている。公共図書館との連携など、地域との協働も図りつつ、その機能を充実させていくことが求められる。資料調査や、本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させる観点からは、博物館や美術館、劇場等との連携を積極的に図っていくことも重要である。

## 新しい時代の初等中等教育の在り方について（諮問）（抜粋）

（理由）

こうした状況を踏まえ、次代を切り拓く子供たちには、文章を正確に理解する読解力、教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な情報活用能力、対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力などが必要であり、平成28年12月の中央教育審議会の答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」を受けて改訂された学習指導要領の下で、それらの力を着実に育んでいくことが必要です。

新時代に対応した義務教育の在り方について

- 特定分野に特異な才能を持つ者や障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方

新時代に対応した高等学校教育の在り方について

- いわゆる文系・理系の類型にかかわらず学習指導要領に定められた様々な科目をバランスよく学ぶことや、STEAM教育<sup>※</sup>の推進
- 特定分野に特異な才能を持つ者や障害のある者を含む特別な配慮を要する生徒に対する指導及び支援の在り方など、生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方

# Society5.0に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～（抜粋）

## 第1章 Society5.0の社会像と求められる人材像、学びの在り方

### 2. Society5.0において求められる人材像、学びの在り方

#### (2) 共通して求められる力

自然体験やホンモノに触れる実体験を通じて醸成される豊かな感性や、多くのアイデアを生み出す思考の流暢性、感性や知性に基づく独創性と対話を通じて更に世界を広げる創造力、苦心してモノを作る上げる力、新しいものや変わっていくものに対する好奇心や探求心、実践から学び自信につなげていく力などが重要である。

## 第2章 新たな時代に向けて取り組むべき政策の方向性

### (3) 高等学校時代

あわせて、思考の基盤となるSTEAM教育<sup>※</sup>を、すべての生徒に学ばせる必要がある。こうした中で、より多くの優れたSTEAM人材の卵を産みだし、将来、世界を牽引する研究者の輩出とともに、幅広い分野で新しい価値を提供できる数多くの人材の輩出につなげていくことが求められている。

### (4) 高等学校卒業から社会人時代

今後、学生が所属する学部等に関わらず、教育におけるSTEAMやデザイン思考の必要性を踏まえ、学生が必要とする教育をいかに提供していくか、各大学の工夫が期待される。

### (6) スポーツ・文化

#### ②文化

文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互理解、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するもの、また、世界の平和に寄与するなどの本質的及び社会的・経済的価値<sup>※※</sup>を有している。

※STEAM:Science,Technology,Engineering,Art,Mathematics

※※「第1期文化芸術基本計画」(平成29年6月 閣議決定)に示された文化芸術の価値

(本質的価値)・豊かな人間性を涵養、創造力・感性を育成・文化的な伝統を尊重する心を育成

(社会的・経済的価値)・他者と共感し合う心、人間相互の理解を促進・質の高い経済活動を実現・人間尊重の価値観、人類の真の発展に貢献・文化の多様性を維持、世界平和の礎

# 持続可能な開発目標達成のための科学技術イノベーション（STI for SDGs）の推進に関する基本方針（抜粋）

## 1. STI for SDGsをとりまく国内外の動向

○ SDGs 実施指針では、STI が優先課題として位置づけられるとともに、多様な分野において課題の解決に不可欠な横断的要素として位置づけられている。また、拡大版SDGs アクションプラン2018 では、SDGs と連動する「Society5.0」の推進という観点から、SDGs が掲げる社会課題等に対応すべくイノベーションを通じた「Society5.0」や「生産性革命」を実現すること、2019 年年央までに「SDGs のための科学技術イノベーション」推進に関する「STI for SDGsロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）を策定することなどが示されており、SDGs 実施におけるSTI の役割が重要視されている。

## 2. STI for SDGs における文部科学省の役割・取組方針

○ また、上記のSDGs をめぐる国内外の動向からも明らかなように、STI for SDGs の取組は、STI のあり方（STI eco-system）自身に変革を迫る契機でもある。これを踏まえ、Society5.0 の実現に向けた取組と連動してSDGs の達成に貢献するSTI を生み出すためには、文部科学省として、

- ・新たな科学的知見に基づく創造的な革新的技術シーズの創出の促進と、バックキャスト・デザイン思考の視点を持った施策の推進を効果的に組み合わせることが必要であること
- ・共通のビジョンの下に、多様な専門家がセクターや分野の壁を越えて結集し、新たなアイデアを創出することを促進するための仕組みが従来にも増して重要となること
- ・STI for SDGs の取組を継続的に充実・発展させていくためには、歴史的・国際的視点や地政学的な素養を有し、科学と国内外の政治・行政等の各セクターを越境しながら繋ぐことができる人材の育成・確保が必須であることといった視点を持って具体的な取り組みを推進することが重要である。

# 參考資料

# 芸術ワーキンググループにおける審議の取りまとめ（抜粋）

## 現行学習指導要領※の成果と課題

（音楽科，芸術科（音楽））

- 音楽科、芸術科（音楽）においては、音楽のよさや楽しさを感じるとともに、思いや意図を持って表現したり味わって聴いたりする力を育成すること、音楽と生活との関わりに関心を持って、生涯にわたり音楽文化に親しむ態度を育むこと等に重点を置いて、その充実を図ってきたところである。
- 一方で、感性を働かせ、他者と協働しながら音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていくこと、我が国や郷土の伝統音楽に親しみ、よさを一層味わえるようにしていくこと、生活や社会における音や音楽の働き、音楽文化についての関心や理解を深めていくことについては、更なる充実が求められるところである。

（図画工作，美術，芸術科（美術，工芸））

- 図画工作科、美術科、芸術科（美術、工芸）においては、創造することの楽しさを感じるとともに、思考・判断し表現するなどの造形的な創造活動の基礎的な能力を育てること、生活の中の造形や美術の働き、美術文化に関心を持って、生涯にわたり主体的に関わっていく態度を育むこと等に重点を置いて、その充実を図ってきたところである。
- 一方で、感性や想像力等を豊かに働かせて、思考・判断し、表現したり鑑賞したりするなどの資質・能力を相互に関連させながら育成することや、生活を美しく豊かにする造形や美術の働き、美術文化についての実感的な理解を深め、生活や社会と豊かに関わる態度を育成すること等については、更なる充実が求められるところである。

（芸術科（書道））

- 芸術科（書道）においては、書の文化の継承と創造への関心を一層高めるために、書の文化に関する学習の充実を図るとともに、豊かな情操を養い、感性や想像力を働かせながら考えたり判断したりするなどの資質・能力の育成等に重点を置いて、その充実を図ってきたところである。
- 一方で、書の伝統と文化を踏まえながら、生徒が感性を働かせて、表現と鑑賞の相互関連を図りながら能動的に学習を深めていくことや、書への永続的な愛好心を育むこと等については、更なる充実が求められるところである。

## 芸術ワーキンググループにおける審議の取りまとめ（抜粋）

### 現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直し

（生活や社会の中での働きについて）

- 芸術系教科・科目においては、子供たちが、世の中にある音楽、美術、工芸、書道等と自分との関わりを築いていけるようになることを大切にしている。しかし、授業の中で、なぜそれを学ばなければならないのかということを実感することについては、教員の意識としても、子供たちの意識としても弱いのではないかという指摘もなされている。このため、授業で学習したことが、これからの自分たちの生活の中で生きてくるといふ実感を持てるよう、指導の改善・充実を図ることが求められる。特に、前述した各教科等において身に付ける資質・能力の三つの柱の中核となる、各教科等の本質に根ざした「見方・考え方」は、小・中学校においては〔共通事項〕とも深い関わりがある。これらの「見方・考え方」を、表現や鑑賞の学習を通して成長させることは、「見方・考え方」を単に授業の中だけにとどめておくものでなく、一人一人が、それぞれの学習で成長させた「見方・考え方」を働かせて、身の回りにある対象や事象と接する中で、これまで気付いていなかったよさや価値などに気付き、世の中にある音楽、美術、工芸、書道等と豊かに関わることにつながる重要な視点と考えられる。そして、このことは、心豊かに生きることや文化的な社会を創造していくことにもつながるのである。
- 例えば、身の回りにある芸術やその働きに気付かせていくような指導を重ねることや、表現するという行為を通して周囲と関わり、生活や社会と自分との関係性を実感するという体験を重ねることが重要である。
- また、授業で学習したことを、授業時間以外に、学校や地域で表現する場を用意するなど、学校自体が学校における学習と社会とをつないでいくことに取り組むことも重要である。特に芸術系教科は、教室内の人間関係にとどまらず、教職員や保護者、地域の人々などと連携ができる教科であり、身近なところから社会に関わる活動を進めていくことも、子供の学びを深めていく上で効果的である。

（生活環境の変化を踏まえた学習の在り方について）

- 子供たちが置かれている生活環境がこれまでと大きく変わってきている。例えば、音楽も映像情報とともに“見る”ものになっていることや、デジタル社会の中で体を動かす場面が少なくなっていること、鉛筆などの筆記具を持って文字を書く機会が減ってきていることなどが指摘されている。こうした環境の変化を踏まえて、例えば、我が国のよき音楽文化を伝える教材を扱ったり、実際にものに触れて感じ取ることや体を使って体験する活動を重視したり、伝統的な書式で和紙の便箋や封筒を使用して手紙を書いたり、実感を伴う学習にするために畳や床の間といった伝統的な生活環境を活用したりするなど、学校教育において取り上げなければ出会うことのない教材や経験することのない活動を、子供たちに提供することも、学校教育の役割の一つである。

# 芸術ワーキンググループにおける審議の取りまとめ（抜粋）

## 現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直し

（伝統や文化に関する学習について）

- グローバル化する社会の中で、子供たちには、芸術を学ぶことを通じて感性等を育み、日本文化を理解して継承したり、異文化を理解し多様な人々と協働したりできるようになることが求められている。このため、音楽や美術、工芸、書の伝統や文化を尊重し、実感的な理解を深めていくことが重要である。
- その際、生活の中に息づいている我が国の伝統や文化に目を向け、学校において体験的な学習を行い、我が国の伝統や文化と現代の生活とのつながりが実感できるよう、特定の教科だけでなく、複数の教科等による学習の連携を図るなど、指導の充実・改善を図り、総合的な視点から我が国の伝統や文化を捉えて指導することが重要である。例えば、歌詞については、日本語の抑揚や句読点への意識、歌われている情景や心情を想像することなど、国語科と連携して学習することが考えられる。また、我が国の屏風や掛け軸、器などの作品については、絵や書、焼き物などが扱われていたり、当時、日常に使われていた道具であったりすることから、芸術系教科・科目間や他教科等と連携して学習することが考えられる。

（言語活動の充実について）

- 芸術系教科・科目においては、思考力・判断力・表現力等を高めるため、言語※を用いた言語活動を行うほか、言語以外の方法（音や形、色など）を用いた言語活動や、音や形、色などにより表現されたことを捉えて言語化する言語活動を行っている。また、捉えたことを、喩えたり、見立てたり、置き換えたりすることは、表現や鑑賞を深めていく際に重要な活動である。このため、「アクティブ・ラーニング」の「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点からの学習・指導の改善・充実を図る上でも、現行の学習指導要領において重視されてきた言語活動については、芸術系教科・科目の特質に応じた充実を図ることが求められる。

※広義の「言語」には、数字や音符なども含まれる場合もあるが、ここでは、「言語」は日本語や英語などの個別言語における話し言葉や書き言葉（文字）のことを指すものとする。

